

研究
ノ
ー
ト

【環境法研究ノート】
公害等調整委員会における
地下水のヒ素汚染による
健康被害事件の処理(その2)

大内捷司

【目次】

- 1 はじめに
 - 2 水質汚濁に係る環境基準と水質汚濁防止法
 - 3 神栖市におけるヒ素による健康被害等責任裁定申請事件の裁定
〈1～3は前号に掲載〉
 - 4 中国で遺棄された毒ガス兵器等により人身被害を受けた事件の判決
 - 5 総括
〈4～5について本号に掲載〉
- 4 中国で遺棄された毒ガス兵器等により人身被害を受けた事件の判決

本項においては、神栖市におけるヒ素による健康被害等責任裁定申請事件の裁定（以下、「神

栖事件の裁定」という。）¹⁾で、国の責任を否定する判断が示されたことの意義を理解するため、中国大陆で旧日本陸軍により遺棄された毒ガス兵器等により人身被害を受けた事件において、国の損害賠償責任が問題になり、国の責任を肯定した裁判例²⁾を紹介する。公調委による神栖事件の裁定との対比を検討していただきたい。

(1) 事案の概要

1) 原告らは、中国東北部に在住する中国国民であるが、①1974年10月、黒竜江省佳木斯市の河川で浚渫（しゅんせつ）作業に従事していたところ、浚渫船が引き揚げた遺棄砲弾から毒ガスが漏れ出し、作業員らが重傷を負い、②1982年7月、同省牡丹江市で下水道の敷設工事に従事していたところ、地中からドラム缶が見つかり、この缶から毒ガスが漏れ出し、作業員らが重傷を負い、③1995年8月、同省双城市で道路工事に従事していたところ、道路脇から遺棄砲弾が発見され、その信管を取り外す作業中、突然、砲弾が爆発し、作業員らが死亡し、重症を負った事故が発生したが、これらの事故は、旧日本軍が日中戦争中に中国大陆に毒ガス兵器や砲弾を持ち込み、終戦前後にこれを遺棄、隠匿し、被告の日本国（以下、単に「被告」という。）が、終戦後に長きにわたってこれを放置していたために発生した事故であると主張し、被告に対し、国際法、中国民法、日本国の国家賠償法、民法に基づき、総額約2億円の損害賠償を請求した事案である。

原告らは、①の事故により死亡した甲（以下、原告を含めて、事件関係者の個人名は記号により表記する。）の妻原告A、同事故により負傷した原告B、同C、②の事故により負傷した原告D、同E、同F、同G、③の事故により死亡した乙の妻原告H、乙の子原告I、同事故により負傷した原告J、同事故により死亡した丙の妻原告K、丙の子原告L、

丙の子原告Mの13名である。

2) 原告らの請求の趣旨

- ① 被告は、原告A、同B、同C、同D、同E、同F、同Gに対し、それぞれ、2000万円及びこれに対する平成9年5月8日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- ② 被告は、原告H、同Iに対し、それぞれ、1000万円及びこれに対する平成9年5月8日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- ③ 被告は、原告Jに対し、2000万円及びこれに対する平成9年5月8日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- ④ 被告は、原告K、同L、同Mに対し、それぞれ、666万円及びこれに対する平成9年5月8日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

3) 原告らの主張は、別紙「原告らの主張」(省略)に記載のとおりであるが、原告らは、損害賠償請求の根拠として、選択的に、①国際法(ハーグ陸戦条約³⁾)に基づく請求権、②中国民法(中華国民民法⁴⁾、中華人民共和國民法通則⁵⁾、中国における条理)に基づく請求権、③日本国の国家賠償法(同法1条、2条)に基づく請求権、④日本国の民法(同法709条、715条、717条)に基づく請求権、を主張した。

4) 被告の主張は、別紙「被告の主張」(省略)に記載のとおりである。被告は、原告らには国際法、中国民法、日本国の国家賠償法、民法に基づく損害賠償請求権はなく、仮にあったとしても20年の除斥期間(民法724条)の経過により損害賠償請求権は既に消滅し、あるいは、1972年の日中共同声明⁶⁾により中国国民の損害賠償請求権は放棄されている、と主張した。

(2) 原告らの被害事実の認定

1) 松花江・紅旗09号事件(毒ガス)－①の事故

ア 事故の発生

ア) 1974年10月20日午前2時ころ、黒竜江省佳木斯市内を流れる河川・松花江において、黒竜江航道局の作業員らが、紅旗09号という吸引式浚渫船で泥をさらう浚渫作業に従事していたところ、佳木斯市記念塔から上流200mの地点で、同船の吸泥ポンプが異常音を発し、同船のメインエンジンが停止した。

同船の機械管理担当の乗組員甲、原告B、同Cらが修理に駆けつけ、手動リフトで吸泥ポンプの蓋を開けると、ポンプの中から水があふれ出した。あふれ出た水は、黒色で、マスタード⁷⁾のような臭いがした。原告Cは、リフトのチェーンを手でつかんで蓋を引き上げたため、体全体に黒色の液体を浴びた。甲の足は、ポンプからあふれ出た黒い水に漬かった。甲は、ポンプの中を確かめたところ、金属製の物体がポンプに吸い込まれているのを発見した。原告Cがポンプの中に手を入れてその金属製の物体を取り出したところ、その物体は直径約10cm、長さ約50cmの砲弾であった。砲弾は、既に錆びついていて、頭部がつぶれて、中から黒い液体が流れ出ていた。原告Bは、同Cが取り出した砲弾を手で受け取り、黒い液体を体に付着させてしまった。

午前3時ころから、これらの作業を行った甲、原告B、同Cの3名には、めまい、頭痛、吐き気、嘔吐、呼吸困難、口の渇き、流涙、鼻水などの症状が発生した。

イ) この砲弾は、作業員により松花江の水中に投棄され、紅旗09号の浚渫作業がさらに続けられた。午後6時ころ、同船は再び吸泥ポンプ内に砲弾を吸い込んだため、同船の浚渫作業はそのまま停止した。

翌21日、航道局は、関連部署に事態を

報告し、22日、それぞれの部署が協力して吸い込んだ砲弾を取り出した。砲弾は、直径10.6cm、長さ50cm、重さ15キロで、純度の高い銅製であった。この砲弾は、最初に発見された砲弾とほぼ同じ形であった。

取り出された砲弾を開けると、中には刺激臭のある黒褐色の液体が詰まっていた。その後、23日に防疫センターにより検査が行われ、その結果、砲弾の内容物はイペリット⁸⁾(マスタードガス⁹⁾)とルイサイト¹⁰⁾の混合剤であることが判明した。

イ 被害者甲について(原告Aの関係)

ア) 甲(事故当時42才)は、砲弾を処理した後、同日午前3時ころからめまい、頭痛、吐き気などを生じ、朝になると、目が赤く腫れ上がり、両足にも腫れやかゆみが出て、赤い斑点や黄色い水泡ができ、嘔吐し始めて、全身が震え始めた。

甲は、翌21日、ハルビン医科大学病院に入院し、マスタードガス中毒症¹¹⁾と診断されたが、同病院では治療ができないとのことで、25日、瀋陽市の人民解放軍202病院に転院した。202病院では、マスタードガスによる皮膚火傷の治療を受けていたが、11月ころからは両目が腫れ、胸部や背中などにも赤い発疹が再び現れた。12月17日には、北京市の人民解放軍307病院に転院し、2か月ほど治療を受けた後に退院した。

同人は、その後も307病院で治療を受けていたが、全身の各所に中毒症状が続き、1982年までには左足の指2本と右足の指1本が壊死して脱落し、1986年以降は両足が壊死して寝たきりになり、生活面すべてで介護を要する車椅子の生活になっていて、1991年7月20日、マスタードガス中毒総合症により死亡した。

イ) 甲は、1952年に黒竜江航道局に就職し、1974年の本件事故当時には紅旗09号の副機関室長の地位にあった。事故当時は、毎月、合計133.2元の給与

が支給されていたが、事故後は病気休職となり、基本給65元のみ支給となっていた。死亡までの治療費は、航道局が月20元程度を負担したが、残りは自己負担であった。

原告Aは、甲の妻であるが、甲の看護のため仕事を辞めざるを得なかったうえ、治療費に充てるために家を2軒売却した。また、同原告は、無理をして体を壊し、甲の死亡後も仕事に就くことができなくなっていた。生活は困窮し、現在も2万余元の借金があって、返済できないでいる。

ウ 被害者原告Bについて

ア) 原告B(事故当時22才)は、砲弾を処理した後、同日午前3時ころからめまい、頭痛、吐き気などを生じ、午前8時ころには両手が赤く腫れ、赤い斑点が現れるなどの症状が出ていた。その後、斑点が黄色い水泡になり、午後6時ころには水泡が大豆くらいの大きさになって、両手、両上肢、首にまで広がっていた。

同原告は、翌21日、ハルビン医科大学病院に入院し、マスタードガス中毒症と診断され、患部の切断による治療を勧められたが、これには拒否している。24日、瀋陽市の人民解放軍202病院に転院し、12月10日まで入院した。この入院中、両手には水泡ができて、びらんし、この症状に対して水泡を切開してアルコールと食塩水で消毒するという治療を受けていた。

同原告は、202病院を退院した後、自宅で療養していたが、再び症状が悪化し、1975年12月17日から北京市の人民解放軍307病院に入院した。同原告の両手は傷跡が増殖して絶えず痙攣し、指と指の間がただれて粘膜のようなものが出来て、水かき状に癒着する症状になっていた。そして、両手の指の癒着部分を切除する手術を2回受けて、1976年3月27日に退院した。

同原告は、その後も症状が改善されず、皮膚は石鹼などの化学物質によりアレル

ギーを起こし、筋肉が萎縮して、両手の機能には障害が残った。そのほか、呼吸困難、倦怠感、脱力感、のどの渇き、不眠、流涙、傷口が化膿しやすく回復が遅い、などの自覚症状がある。

イ) 原告Bは、1971年から黒竜江航道局に勤務し、1974年の事故当時は、毎月、合計112.48元の給与が支給されていたが、事故後は病気休養により基本給45元のみを支給となった。

同原告は、事故後11年間ほどは在職し、人と接触することのない仕事に従事していたが、定年前に退職を余儀なくされて、その後は現在まで仕事に就くことができないでいる。しかし、退職後も基本給は支給され、1995年以降は基本給だけでなく手当も付くようになって、現在は物価上昇に伴い毎月1144.5元を支給を受けている。しかし、被害に遭わないで働き続けていれば、基本給と諸手当を合わせて毎月2162.7元を支給を受けていたはずであった。

治療費は、病院費用は航道局が7割を負担しているが、病院以外で購入する薬代を含めて、それ以外は自己負担である。

同原告は、事故後に3回の見合いをしたが、2回はマスタードガスの被害者であることが知れて結婚を断られた。3回目の見合いでは被害のことをひた隠しにして、29才で結婚したが、1995年になって被害を受けたことが妻に知れてしまい、何度も離婚の話が出ている。

エ 被害者原告Cについて

ア) 原告C（事故当時29才）は、砲弾を処理した後、同日午前3時ころからめまい、頭痛、吐き気、呼吸困難、口の渇き、流涙、鼻水などの症状が現れた。また、黄色い液体を嘔吐し続け、手がかゆくなり、体の力が抜けた。

同原告は、佳木斯市内の病院で診察を受けたが、病名が分からず、その間に両手が赤く腫れ上がり、水泡ができたため、ハル

ピン医科大学病院に入院した。入院時には、両手の水泡がブドウの房のようになり、頭の上にも鳥の卵大の水泡ができ、水泡からは黄色い液体が流れてきた。24日には、瀋陽市の人民解放軍202病院に転院し、マスタードガス中毒症と診断された。水泡は、全身に広がっていた。その治療は、びらんした部分を切り取って消毒する方法で行われたが、皮膚がただれると指と指の間には水かき状の膜ができ、癒着していた。そして、12月10日にはいったん退院した。

しかし、退院後2か月も経たないうちに、再び病状が悪化し、両手だけでなく、陰部、肛門、口腔にも水泡が現れて、びらんするようになり、呼吸も困難になった。同原告は、1975年12月17日、北京市の人民解放軍307病院に入院して治療を受け、指と指の間にできる異常膜を切り取る手術も受けた。1976年4月6日には退院したが、退院後また再発し、1977年6月9日に再入院して治療を受け、7月21日に退院した。

その後、現在に至るまで、局部の水泡、びらん、筋肉の萎縮による両手の機能障害、石鹼などの化学物質による皮膚アレルギー、頭髮脱落、呼吸困難などの症状があり、ハルビン医科大学病院、ハルビン肛腸病院、黒竜江省海員総病院にも通院している。1997年4月には、ハルビン市障害者連合会から、肢体障害3級という認定を受けた。

イ) 原告Cは、1968年から黒竜江航道局に勤務し、1974年の事故当時は、毎月、合計118.48元の給与が支給されていたが、事故後は病気休養により基本給50.7元のみを支給となった。

同原告は、1995年以降は手当が付くようになったが、1999年には定年前の退職を余儀なくされた。退職後も、退職前の支給額の95%が支給され、現在は毎月1038.65元を支給を受けているが、

被害に遭わなかったとすれば、現在では毎月2229.7元の支給が受けられていたはずである。

治療費は、病院費用は航路局が7割を負担しているが、病院以外で購入する薬代を含めて、それ以外は自己負担である。

同原告は、治療法のない病気の苦しみや家族も扶養できないという屈辱感から、精神的に不安定な状態となり、2回にわたり自殺を図った。生活は困窮し、現在も2万8000元の借金が残っている。

2) 牡丹江市・光華街事件(毒ガス)－②の事故 ア 事故の発生

ア) 1982年7月16日午後6時ころ、黒竜江省牡丹江市光華街の建築文化宮前の暗渠工事現場において、牡丹江市市政工程処の作業員らが下水道敷設工事に従事していたところ、深さ2.5mに掘った溝の中から、直径50cm、高さ85cm、重さ100キロのドラム缶が発見され、作業していた原告Dらがこの缶を掘り出した。缶の上蓋には栓が3個付いていた。現場からは、同じ大きさのドラム缶があと2つ発見された。

原告Eは、現場の監督者の地位にあり、報告を受けて現場へ駆けつけた。午後6時30分ころ、作業員の1人がドラム缶の栓をつるはしで叩いて開けると、液体が缶の中から激しい勢いで噴出し、溝の側面に当たって跳ね返り、近くにいた原告Eの目と顔、首、手などにかかった。また、原告Dの顔とズボンの股の部分にもかかった。液体は、黒色で、腐ったニンニクのような強い臭いがした。

翌17日午前5時ころ、作業員の原告Fは、工事現場で前日に引き続き作業を行っていたところ、滑って尻餅をついてしまい、腰や臀部などに黒い液体の混じった泥が付いた。午前6時ころ、ポンプ工の原告Gは、同じ現場で溝の中の水をくみ出す排水作業をしていたが、その時に、黒い液体

の混じった水に両足を漬けてしまった。

イ) 牡丹江市市政工程処からの報告を受けて、市政府は、衛生防疫センターに対し、現場の化学検査をするよう要請した。センターでの鑑識の結果、ドラム缶から流出した液体は、イペリット(マスタードガス)であることが判明した。

光華街付近は、300m²にわたって流出した液体で汚染され、18日から、防化部隊が現場付近の視察と消毒作業を行った。19日の作業中に、直径75cm、高さ110cm、重さ約150キロのドラム缶がもう1つ発見された。4つのドラム缶の内容物を調査したところ、重さ100キロの3つの缶はイペリット、もう1つの重さ150キロの缶は青緑色をした液体で、アセトン、ベンゼンと少量のヒ素が検出された。20日、防化部隊は、4つの毒ガス缶を郊外に運んで処分した。

その後、8月1日には、最初の発見現場から東に19mの作業現場でもイペリットが発見され、消毒処理が行われた。

イ 被害者原告Dについて

ア) 原告D(事故当時22才)は、16日の作業中、黒い液体が顔にかかったので、すぐに顔を洗ったが、その後、目が痛くなってきた。午後7時ころ宿舎に帰って寝ていたが、午後11時か12時ころ、目の痛みで目が覚めた。股の部分にも水泡ができて、火傷のような痛みが生じ、めまい、吐き気、頭痛などの症状もあった。

翌17日は宿舎で休んでいたが、一緒に液体を浴びた原告Eが入院したと聞き、18日、牡丹江市の人民解放軍209病院に入院した。診断は、マスタードガスによる両眼薰傷、結膜炎であった。生理食塩水での洗浄、薬剤の点眼などの治療を受けて、7月28日に退院したが、退院した後も目の痛みは残っていた。

その後、動悸、息切れやひどい下痢などの症状が出ていた。陰部にも、かさぶたのようなものができた。歯が何本か抜けた。

現在も、めまい、動悸、息切れ、下痢がひどい、頭痛、胃痛などの症状がある。映画などを見るとすぐに頭が痛くなる。胃の中はいつもだるくて痛く、張っていて、もう何年も正常に飲食ができない。

イ) 原告Dは、事故があった1982年の冬、動悸、息切れがひどく、重労働ができないという理由で、牡丹江市市政工程処から解雇された。その後も十分に働くことができず、現在も、ペンキ塗りなどの簡単な仕事で生計を立てている。月収は、4000元ないし5000元程度である。

同原告は、1985年に結婚して長女が生まれたが、1987年に離婚した。満身に働けなくて貧しいことなどが原因であった。臨時雇いであったため、労災認定が受けられず、自費で治療しなければならない。生活は困窮し、薬代などのために7000元の借金をしている。

ウ 被害者原告Eについて

ア) 原告E(事故当時20才)は、16日の作業中、黒い液体が目に入り、痛みで目が開けられなくなった。石鹸と水で液体を洗い流したが、目の痛みは消えず、熱や咳も出てきたので、午後9時ころ、自宅に帰った。寝ているうちに痛みがひどくなり、視界が真っ白になって何も見えなくなったので、午後12時ころ、牡丹江市第一人民医院で診察を受けた。咳がひどくなり、血膿を口から吐いたが、原因不明とのことで、いったん帰宅した。

その後、痛みが激しくなり、翌17日朝には顔に粒状のものや水泡のようなものが出てきた。意識朦朧となり、牡丹江市第一人民医院へ入院して、外用食塩水による局部洗浄などの治療を受けた。

18日、牡丹江市の人民解放軍209病院に転院し、8月16日まで入院した。診断は、マスタードガスによる灼傷(頭部前面、首前面)、両眼薰傷、結膜炎であった。消炎処置や外用薬による治療を受けたが、その間、目がまったく見えない状態が10

日間続き、顔は腫れ上がったままで、頭痛も続いた。

退院後も、頭痛が激しくなり、足に湿疹もできて次第に大きくなり、膿のようなものが出てきたので、10月7日、北京市の人民解放軍307病院に入院した。マスタードガスによる皮膚感染後遺症、慢性結膜炎、屈光不正と診断され、11月2日、皮膚感染後遺症、慢性結膜炎については好転、屈光不正については未治癒という状態で退院した。退院時もまだ、目は二重に見える、頭痛が続く、などの症状が続いていた。

その後も、二十数回の入院と通院を繰り返した。1983年ころからは血圧も高くなったほか、自覚症状として、足、背中、胸などの痛みがある。2000年ころ、牡丹江市第二人民医院の医師から、これらの症状は毒ガスにより神経系統が損傷を受けたことが原因であるという説明があった。現在も、目の痛み、耳、足の痛みなど全身の痛みが繰り返し起こる、周期性発作を起こして日常的に嘔吐を繰り返す、耳から水が出る、免疫力が低下し体に出来物ができて膿みやすい、視力低下が著しく強い光に我慢できない、などの症状がある。

イ) 原告Eは、1981年から牡丹江市市政工程処で勤務していたが、これらの症状のため、仕事に就くことができなくなり、困窮している。事故の翌年の1983年にいったん仕事に戻ったが、体調が悪くて1か月しか働けず、1989年に再び復職したが、1週間しか続けることはできなかった。

現在は、休業補償として毎月3300円の支給を受けているが、足りないので、親族から1か月に数百元から1000元程度、入院する場合は2000元から3000元の援助を受けている。同期入社の労働者は毎月1600元程度、管理職であれば毎月2000元程度の給与が支給されている。

医療費自体は、1995年12月以降は

全額が補償されているが(それ以前は8割補償)、付添人の費用や食費は自費である。

同原告は、1988年に結婚して長女が生まれたが、1993年に離婚した。働くことができず、生活が困窮していることが最大の原因であった。

エ 被害者原告Fについて

ア) 原告F(事故当時35才)は、17日の昼食後、作業中に転んで泥が付いた両足が赤くなって腫れ上がり、腰、臀部、陰部に水泡ができて、かゆみや痛みがあった。夜には痛みが我慢できなくなり、18日、牡丹江市の人民解放軍209病院に入院した。

入院時には、両側臀部、会陰部、左右大腿に紅斑が出て、黄色い液体を含む比較的大きな水泡が散在し、部分的にただれがあつて血液のような液体がにじみ、両眼の結膜は充血していた。同病院では、マスタードガスによる灼傷(両臀部、後軀、会陰部)、両眼薫傷、結膜炎と診断された。入院後、水泡の面積が広がり、水泡ができたところは潰瘍になって、臀部などには強い痛みがあった。9月3日に退院したが、マスタードガスによる火傷は四肢、軀幹の45%に及んでいた。

その後も現在に至るまで、目の痛みは続き、風や日差しに当たると腫れ上がって出血する。歯茎の痛みも続き、既に4分の1ほどの歯が抜けた。胃の張り、下痢、腹痛などの症状も続いている。腰、臀部、陰部には水泡が潰瘍になって3cm程度のケロイドが残っており、臀部の傷は、特に曇りの日や雨の日になると、痛みやかゆみが激しくなる。

イ) 原告Fは、1982年の事故後はこのような症状のため普通に働くことができず、困窮している。現在は、故郷に帰り、兄の援助を受けながら、包丁研ぎをして、1日数元の収入を得ている。

同原告は、1986年に結婚したが、妻が8年間妊娠しなかったので検査を受けた

ところ、自分が生殖能力を失っていることが判明した。妻は、妊娠をしないまま、1996年に死亡した。

オ 被害者原告Gについて

ア) 原告G(事故当時22才)は、17日昼ごろから頭痛とめまいが発症し、息苦しく、血混じりの咳も出た。水に漬かった足には出来物ができ、痛みも伴った。吐き気がして食欲もなく、目も乾いて、光を見るとまぶしく感じた。午後7時ごろには、足の出来物が赤く小豆大に膨らみ、午後8時ごろになると、出来物から黄色い膿のような液体が出てきたので、牡丹江市第一人民医院へ入院した。

18日から、牡丹江市の人民解放軍209病院に転院した。入院時には、両脛に紅斑と大小さまざまな水泡が散在し、部分的にただれて、血清のような滲出液が見られた。マスタードガスによる両頸灼傷と診断され、消炎、外用薬、清涼油などによる治療を受けて、8月16日に退院した。

事故後、胃の痛みが治まらず、消化不良の状態が続いていたので、1985年には胃の大部分を切除する手術を受けた。びらん性胃炎であった。その後、胃切除手術の影響で、1997年と2001年には腸閉塞になった。歯も3本が抜けた。

現在も、胃痛、吐き気、嘔吐が常にあり、正常に飲食ができず、何度も下痢をしている。咳も常に出る。両頸はかさぶた状になっていて、乾燥するとひび割れ、雨が降るとかゆくなる。かさぶたは破れやすく、破れたところから体液が出てくる。脛の部分に傷ができると、その傷跡は黒くなって固まり、そこに痛みを感じる。両眼は、砂のような異物が入っている感じがあり、いつも涙が出ている状態である。眼球全体が痛むこともある。目は風や光に弱く、強い光線が目に入ると見えなくなるので、映画もテレビも見ることができない。

イ) 原告Gは、1979年から牡丹江市市政工程処でポンプ工として勤務していた。

1982年の事故後は、退院後2か月の休養をして復職したが、体力がないため、1987年からは道路舗装用のローラー車の運転手として働いている。

常に体調が不良で休みがちのため、昇給の機会を何度も逃した。健康であれば、最低でも毎月1500円の給与が支給されるのに、毎月400円程度しか支給されていない。毎月1000円の奨励金も支給されていない。

同原告は、1984年にマスタードガスの被害者であることを隠して結婚し、長男が生まれたが、1995年になって妻に知られ、だまされたと言われるようになった。1995年12月からは医療費が全額補償されるようになったが、生活費や薬代の不足を埋めるため、親族から6万円の借金をしている。

3) 周家鎮・東前村事件（砲弾）－③の事故 ア 事故の発生

ア) 1995年8月28日、黒竜江省双城市周家鎮の東前村と東新村では、村民らが共同して、村の道に砂利を入れて車道を作る道路工事に従事していた。東前村の乙、原告Jと、東新村の丙の3名がグループになって、東前村三家屯から北に向かう道路を修理していた時に、道路脇の畑から直径15cm、重さ15キログラムの砲弾を発見した。

イ) 翌29日午前9時ころ、道路近くの池のほとり、乙と丙が砲弾の信管を取り外す作業をしていたところ、突然、砲弾が爆発した。

この爆発により、乙は即死した。丙は、両腕切断、全身火傷という瀕死の重傷を負い、その後9月16日に死亡した。原告Jは、爆発現場から少し離れた所にいて、重傷を負った。

イ 被害者乙について（原告H、同Iの関係）

ア) 被害者乙（事故当時33才）は、この事故により即死した。

原告Hは乙の妻、原告I（1987年10月16日生）は兩名の子である。

イ) 乙ら親子は、乙の父親、乙の弟の原告Jと同居し、5人で生活していた。家業は農業であった。

事故当時、一家は30ムウ¹²⁾ほどの畑を乙、原告J、原告Hで耕作していた。トウモロコシ、大豆、スイカなどの作物を育て、耕作による収入は平均して年7000元から8000元であった。乙と原告Jは、1日おきに火力発電所でも働き、乙が毎月400元、原告Jが毎月500元ほどの給与を得ていた。

事故後は、乙の分として貸与されていた畑15ムウを村に返還し、残りの15ムウを耕作するだけになって、収入は年4000元から5000元に減少し、家族4人の生活は困窮している。

原告Hは、乙の突然の死により、1人で農業をしながら、幼い子だけでなく、老人と後遺障害を持つ義弟の生活まで面倒を見なければならなくなった。原告Iは、事故当時は小学校2年生であったが、年1500元の学費が支払えなくなり、現在は原告Hの畑仕事を手伝っている。

ウ 被害者原告Jについて

ア) 原告J（事故当時26才）は、爆発現場で気絶しているところを村民に助けられ、ハルピン市の人民解放軍242病院へ運ばれて入院した。左足の動脈と前脛骨筋の断裂、右前腕の短母指伸筋の断裂、橈骨の開放性骨折、顔面火傷があり、目には砂などの異物が混入していた。

当日に手術をし、約20日間入院して治療を受けたが、治療費が支払えなくなって、完治しないうちに退院した。足の腱は手術費用が出せないために断裂しままで、歩くことや踏ん張ることも十分にはできない。

イ) 原告Jは、事故後は体調がすぐれず、十分に働ける状態にはない。軽い農作業を手伝うことはできるが、体力が必要な仕事は

できなくなり、火力発電所の仕事も辞めさせられた。

病院の治療費は1万3000元ほどかかり、1万元は村民から借りて支払ったが、3000元は未払いのままである。村民からの借金も、大半が返済できないまま残っている。

エ 被害者丙について（原告K、同L、同Mの関係）

ア 被害者丙（事故当時40才）は、爆発現場で村民に助けられ、ハルピン市の人民解放軍242病院へ運ばれて入院した。昏睡状態で、右手は既に手首から先が飛ばされてなくなり、左手も皮1枚でつながっている状態であった。左下肢も開放粉碎性骨折で、火傷は全身の35%に及んだ。

翌29日、外科手術を受けて、残った左手を切断した。火傷には、びらんした表皮を取り除き、ガーゼと薬を患部に張り付ける治療が繰り返行われたが、入院費用が支払えなくなって、9月15日に治療半ばで退院し、翌16日に死亡した。

原告Kは丙の妻であり、原告Lは両名の長女、原告Mは両名の長男である。

イ 1995年の事故当時、丙一家は16ムウの土地で農業を営み、トウモロコシ、大豆、スイカなどの作物を育て、年1万5000元ほどの収入があった。丙が1日おきに火力発電所で働き、毎月600元ほどの給与も得ていた。

丙の死亡後は、土地は7ムウを返還して9ムウに減り、火力発電所からの収入もなくなって、生活は厳しくなった。それまで住んでいた家は借金のため売却し、家族3人は原告Kの姉の家で生活することになった。

原告Kは、農作業で無理をして体を壊した。事故当時、原告Lは高校2年生、原告Mは中学1年生であったが、学費が支払えなくなり、2人とも中退して、家計を支えるために働くようになった。

丙の治療費は7万元かった。村民から

の寄付や親族からの借金で6万元は支払ったが、1万元は未払いのままである。借金も、まだ、5万元ほどが返済できないで残っている。

（3）毒ガス兵器や砲弾をめぐる事実経過

1) 日本軍による毒ガスの生産・配備・使用・遺棄

ア 日中戦争の展開

1931年に満州事変が始まり、1932年の満州国建国を経て、1937年7月、北京市南郊の盧溝橋で日中両軍が武力衝突したことを契機に、日中間は全面戦争へと発展していった。

1941年12月、日本がアメリカとイギリスに宣戦布告して太平洋戦争へと拡大し、1945年8月に原爆投下、ソ連の対日参戦を経て、14日に日本はポツダム宣言を受諾し、15日に太平洋戦争は終結した。9月2日、日本は無条件降伏文書に調印した。

イ 日本軍による毒ガスの生産

ア 1907年のハーグ陸戦条約（日本は1911年に批准。注3参照。）は、附属規則「陸戦ノ法規慣例ニ関スル規則」において、戦争において毒又は毒を施した兵器を使用することを禁止した。第1次大戦後の1925年に署名されたジュネーブ議定書¹³⁾においても、戦争における毒ガス兵器の使用禁止が宣言され、日本も署名国の一員になっていた。

イ) しかし、日本陸軍は、秘密裏に毒ガスの開発を進め、1929年から広島県大久野島の忠海兵器製造所で毒ガスを生産するようになり、1938年から福岡県の曽根兵器製造所で毒ガスを砲弾や投下弾に充填して、ガス弾を製造した。毒ガスの生産では、生産に携わった工具に対する秘密厳守の教育が徹底され、大久野島も戦時中の地図からは抹消された。海軍は、1943年以降、神奈川県相模海軍工廠で毒ガスを生産した。

現存する資料に基づき、終戦までの間の日本陸軍と海軍の毒ガス生産量を合計で7376トン、海外への配備量を化学兵器が248万8309発、化学剤が129トン、そのうちの大部分が中国大陸への配備に充てられたとする研究が報告されている。

ウ) 日本軍では、生産した毒ガスを化学剤の性質によって区分し、色の名前を付けて呼称した。びらん性ガスであるイペリットやルイサイトは「きい剤」と呼ばれた。そのほか、クシャミ性・嘔吐性ガスは「あか剤」、催涙性ガスは「みどり剤」、窒息性ガスは「あを剤」、血液中毒性ガスは「ちゃ剤」と呼ばれた。

これらの毒ガスの用法は、①毒ガスを充填した砲弾による射撃、②毒ガスを充填した手榴弾の投擲、③毒ガス放射筒を発煙させて風に乗せる放射、④毒ガスを撒布して汚染地帯を形成する撒毒、⑤航空機からの毒ガス爆弾の投下や毒ガス撒布、などであった。

びらん性ガスである「きい剤」は、イペリットとルイサイトの混合剤を直径75ミリ、90ミリ、105ミリ、150ミリの砲弾に充填し、「きい弾」等の化学兵器として使用された。また、撒毒などに使用するため、ドラム缶状の「特殊容器」にも充填された。

ウ 中国への毒ガス兵器の配備

日本軍は、満洲国の建国後、1937年ころから「きい弾」などの毒ガス兵器を中国大陸に持ち込み、主に満洲国（中国東北部）に駐留していた関東軍に配備した。1939年には関東軍に毒ガスを扱う化学部が編成され、1941年にはその訓練部隊が編成されて、終戦時まで、黒竜江省チチハル市に駐屯させた。

現存する資料によれば、中国東北部への「きい剤」の配備は合計73.5トンと集計される、とする研究報告がある。

エ 中国における毒ガスの使用

ア) 1937年7月の盧溝橋事件以降、日中戦争の展開に伴って、日本軍は、参謀総長の指示により、中国戦線において「みどり筒」（催涙性ガス）、「あか筒」「あか弾」（クシャミ性・嘔吐性ガス）を使用し始め、1939年5月からは「きい剤」を利用した毒ガス兵器の使用を始めた。

毒ガス兵器の使用に際しては、参謀総長から現地司令官に対し、秘密裏に行うことが指示されていた。特に「きい剤」については、事実を厳しく秘匿することを前提にして、実験的な実戦使用が指示された。

イ) 1941年12月に太平洋戦争が開始され、1943年6月、アメリカ大統領ルーズベルトが日本に対し、毒ガス使用の違法性を指摘して警告する声明を出したが、その後も1944年まで、日本軍は中国戦線において「きい剤」などの毒ガス兵器の使用を継続した。

オ 中国における毒ガス兵器の遺棄

ア) 1945年8月14日、日本は、ポツダム宣言を受諾した。ポツダム宣言では、日本軍は武装を解除した後に復帰すべきものとされていたので、これを受けて、各地に駐屯ないし派遣されている日本軍に対しては、直ちに戦闘を停止し、武装を解除し、武器や装備は現状のまま引き渡すべきことが命じられた。

イ) しかし、終戦前から終戦後にかけて、中国においては、日本軍の部隊に配備されていた毒ガス兵器につき、上官の命令により、部隊でこれらを川に投棄したり、地中に埋めたりして、隠匿することがあった。

チチハル市に駐屯していた関東軍化学部の隊員らは、8月13日、上官の命令を受けて、付近に流れる河川・嫩江に毒ガス兵器を投棄した。チチハル市フラルキ区に駐屯していた訓練部隊の隊員は、戦争終結後、上官の命令を受けて、付近の地中に毒ガス兵器を埋めた。

湖南省湘潭県に駐屯していた支那派遣軍第6方面軍第11軍の自動車第34連隊の

隊員らも、8月20日、地区司令部から、部隊の保有している毒ガス兵器を隠密裏に処理せよとの命令を受けて、付近を流れる河川・湘江に毒ガス兵器を投棄した。

ウ) 陸軍の機密書類については、8月14日、陸軍大臣の命令により、全陸軍部隊に対し、各部隊の保有する機密書類は速やかに焼却すべきことが指令された。これに基づき、陸軍習志野学校などにおいて、化学兵器に関する書類の償却が行われた。陸軍省と各部隊間の書簡などの公文書も、1942年ころから終戦までのものは、指示に従って、各部隊により焼却が行われた。

カ 事故現場付近の日本軍の配備

ア) 黒竜江省佳木斯市一①の事故現場付近

1932年5月17日、日本軍の軍艦が松花江の佳木斯港に入港し、8月21日、日本軍の第63連隊が佳木斯を占領した。終戦時にも、佳木斯には関東軍が駐屯していた。

イ) 黒竜江省牡丹江市一②の事故現場付近

1941年7月、関東軍の防疫給水部が4つの支隊を設け、そのうちの1つが牡丹江市に置かれた。1944年には、辺境の防衛強化のため、関東軍が第1方面軍の大兵力を牡丹江市に駐軍させた。終戦時にも、牡丹江市には関東軍が駐屯していた。

ウ) 黒竜江省双城市周家鎮東前村一③の事故現場付近

1940年ころ、東前村に日本軍の弾薬と軍用物資の倉庫が造られた。倉庫は、周家鎮鉄道駅の北方向に位置し、面積は3平方キロで、約60棟があった。各棟は土の壁で包囲され、内部には専用線路が引き込まれていた。1945年の日本軍投降の際、大量の砲弾（化学砲弾、通常砲弾）が倉庫内に遺棄された。倉庫は、日本軍降伏後に爆破されたが、依然として爆破されなかった砲弾が倉庫付近に散在する状態になった。

1951年秋から1954年10月にか

けて、双城市が民工を動員して砲弾の除去作業を行ったが、現在に至るまで、建築工事や農作業の時に砲弾が発見される。本件の事故以前にも、1947年から1981年までの間に、7件の爆発事故と1件の中毒事故が起こり、8人が死亡、2人が負傷している。本件の砲弾発見現場は、この倉庫があった地域に隣接している。

2) イペリット、ルイサイトに関する知見

ア イペリットについて

ア) イペリット（マスタードガス。注8及び9参照。）は、第1次世界大戦以来の古典的なびらん性毒ガスである。汚染物による危険は長時間続く。症状もすぐには現れず、作用は潜行的に浸透して、持続する。

イ) イペリットによる症状（注11参照。）は、ガスの濃度と時間の積で決まり、目、皮膚、呼吸器に現れやすい。

目は最も影響を受けやすい。毒剤の濃度により一時的に視力が失われ、治癒には数週間を要する。軽度の損傷の場合は、治癒した後に羞明、流涙、結膜充血の繰り返し、疼痛が生じ、化学品に対するアレルギーが起きる。角膜穿孔が起きれば失明に至る。

イペリットが皮膚に付着すると、80%は気化し、20%が皮膚に浸透する。うち10%ほどが皮膚組織と結合し、残りは全身に吸収される。皮膚と結合したものが、潜伏期、紅斑形成、水泡形成、壊死の順で皮膚傷害を発生させる。重い水泡と潰瘍は、適切な治療を受けられないと、皮膚の癒着や四肢の障害を起こることもある。液体イペリットに直接暴露していなくても、少量のガスに蒸気暴露すれば、深刻な損傷を被る。

イペリットを吸入すると、鼻炎、咽頭炎、気管支炎、気管支肺炎などの症状が起きる。重度の損傷の場合は、慢性気管支炎、気管支拡張症、肺気腫などの症状が残る。

液体イペリットに皮膚暴露した場合や、高濃度のイペリット蒸気を吸入した場合、全身吸収中毒を引き起こす。主な症状は、早期中毒性ショック、造血機能の抑制、免疫機能の低下と障害、腸粘膜の出血性・壊死性の炎症、全身の代謝障害である。造血機能が抑制されると、感染、出血、貧血が起こり、腸粘膜の出血性・壊死性の炎症は血性下痢症を引き起こす。

ウ) イペリットの吸入は、防毒マスクで防げるが、暴露による皮膚傷害は防げない。衣類や靴は皮膚を当初は保護するが、普通の衣類では数分で浸透・通過する。治療法としては、対症療法だけで、特異的な治療法はない。

イ ルイサイトについて

ア) ルイサイトも、第1次世界大戦以来の古典的なびらん性毒ガスである。作用の発現は、イペリットに比べて4倍早い。

イ) ルイサイトは、皮膚に付くと、直後から灼熱痛とかゆみ、刺激があり、30分ほどで紅斑が現れる。水泡形成、びらんへと皮膚傷害が進行する。

目の場合には、直後から痛みと眼瞼けいれん、流涙が激しい。イペリットに比べ、皮膚から吸収されやすく、全身中毒を起こしやすい。重症の中毒の場合は、急性循環衰弱症と急性肺水腫に至る。そのほか、下痢、不安、脱力、体温低下、血圧低下などが見られる。

ウ) イペリットとルイサイトの混合剤による中毒の場合は、病状の進行が速く、組織に重篤な損傷をもたらすルイサイト中毒の特徴と、病状が長引き癒合が遅いイペリット中毒の特徴とが現れる。

この混合剤は、浸透性が高く、イペリット単体に比べて、より容易にゴム製品へ浸透する。凝固点が低くなるので、厳寒地域での使用にも適している。

3) 遺棄兵器に関する戦後の状況

判決は、この項で、遺棄兵器に関する戦後

の状況について、以下の項目により詳細な事実認定をしているが、長文にわたるうえ、直接に判決主文の判断に結びつく事実は少ないので、ここでの紹介は省略する。

ア 中国における遺棄兵器による事故発生の事例。

イ 日本国内における遺棄されたイペリット等の毒ガス兵器や保管容器等による事故の事例。

ウ 1992年にジュネーブで開催された軍縮会議で中国が行った遺棄化学兵器についての報告の概要。

エ 日本政府が、中国政府の要請を受けて、1991年から1999年まで14回にわたり実施した、中国国内における遺棄兵器に関する現地調査の概要。

オ その後の遺棄化学兵器の廃棄に向けた日中間の動き。

(4) 国家賠償法1条に基づく請求についての判断

1) 旧日本軍の遺棄兵器による被害

ア 松花江・紅旗09号事件―①の事故

ア) 佳木斯市内を流れる松花江から浚渫船紅旗09号が発見した二つ目の砲弾の内容物は、黒褐色の液体であり、イペリットとルイサイトの混合剤であった。

原告Cらが被害に遭った最初の砲弾は、二つ目の砲弾と形状が同じであり、原告Cらの症状（流涙、結膜炎、呼吸困難、咽頭炎、局所の紅斑、水泡形成、びらんなど）も、イペリットとルイサイトによる中毒症状と一致していて、各病院においてイペリットによる火傷、イペリット中毒症という診断を受けている。

イ) 旧日本軍は、イペリットとルイサイトの混合剤を充填した砲弾（きい弾）などの毒ガス兵器を製造し、使用していた。そして、終戦前から終戦後にかけて、上官の命令により、各部隊に配備されていた毒ガス兵器を川に投棄したり、地中に埋めて隠匿

したことがあった。

当時、ハーグ陸戦条約やジュネーブ議定書により、戦争における毒ガス兵器の使用は国際法的に禁止されていた。陸軍の機密書類については、ポツダム宣言受諾の日に、陸軍大臣の命令により全陸軍部隊に対して速やかに焼却すべきことが指令され、化学兵器に関する書類の焼却も行われた。このことから考えると、毒ガス兵器の遺棄・隠匿行為は、中国国内に毒ガス兵器を配備して使用していたことについて国際的な非難を避けるため、日本軍の組織的な行為として実行されたものと認めることができる。したがって、中国国内で終戦時に日本軍が駐留していた各地で、このような毒ガス兵器の遺棄・隠匿行為が行われたものと容易に推測することができる。

ウ) 佳木斯市内においては、1932年に日本軍の第63連隊が佳木斯市を占領し、終戦時にも関東軍が駐屯していた。そして、証拠上、日本軍以外が中国国内に毒ガス兵器を配備したという事実は認められず、発見された砲弾の形状も日本軍が製造していた「きい弾」と矛盾しない。

したがって、原告Cらが被害に遭った砲弾は、終戦前後に日本軍によって遺棄されたものと認めることができる。

イ) 牡丹江市・光華街事件②の事故

ア) 牡丹江市光華街で発見されたドラム缶の内容物は、黒色の液体であり、イペリットであった。原告Eらの症状(目の痛み、結膜炎、羞明、局所の紅斑、水泡形成、びらんなど)もイペリットによる症状と一致していて、各病院においてイペリットによる灼傷あるいは薰傷という診断を受けている。

イ) 牡丹江市には、1941年に関東軍防疫給水部の支隊が置かれ、終戦時にも関東軍が駐屯していた。そして、証拠上、発見されたドラム缶の形状も、中国各地で発見されている化学剤入りの特殊容器と矛盾しない。

したがって、原告Eらが被害に遭ったドラム缶は、終戦前後に日本軍によって遺棄

されたものと認めることができる。

ウ) 周家鎮・東前村事件③の事故

ア) 被害者乙らが砲弾を発見した双城市周家鎮東前村の現場は、1940年ころに造られた日本軍の弾薬と軍用物資の倉庫があった地域に隣接していた。1945年の日本軍投降の際、大量の砲弾が倉庫内に遺棄され、倉庫は爆破処理されたが、爆破されずに残った砲弾が倉庫付近に散在する状態となった。

イ) 1951年から双城市によって砲弾の除去作業が行われたが、その後も倉庫があった地域の付近では、砲弾が発見されたり、砲弾による事故が発生している。そして、発見された砲弾の形状が、日本軍が使用していたものと矛盾するという証拠もない。

したがって、被害者乙らが被害に遭った砲弾は、終戦前後に日本軍によって遺棄されたものと認めることができる。

2) 遺棄兵器放置行為の評価

ア) 公権力の行使

日本軍による毒ガス兵器や砲弾の遺棄行為は、日本軍が戦争行為に付随して組織的に行った行為であり、国の公権力の行使に当たる。

その後の放置行為は、遺棄された毒ガス兵器や砲弾の処理について、被告が国として行うべきことをしなかったという不作為を問題にするものであるから、この不作為も、国の公権力の行使に当たるといえることができる。

イ) 放置行為の独自性

被告は、遺棄はその概念からして放置を含むものであり、放置は遺棄と別なものではないと主張する。

しかし、毒ガス兵器や砲弾の遺棄は、単に物を置き去りにするという行為にとどまるのではなく、その物によって生命や身体に対する危険な状態を積極的に作り出すという行為である。危険な状態を作り出した者には、その危険な状態を解消して結果の発生を回避する措置をとることが要請されるのであり、

そのような措置をとらないで放置する行為に対しては、遺棄行為とは別に、独自に法的な評価がされなければならない。

したがって、本件で問題とされる遺棄兵器の放置行為については、国家賠償法施行後の行為として、国家賠償法1条の適用を考えることができる。

3) 被告の作為義務の存在

ア 作為義務が認められる要件

ア) 国家賠償法1条は、違法な公権力の行使による損害の賠償責任を認めている。公権力の行使は、公務員がその職務を行うについて遵守すべき法規に違反したときに違法とされるから、不作為が違法な公権力の行使に当たるというためには、公務員に職務上の法的義務として一定の作為義務が認められることが必要である。

公務員の職務上の義務や権限は、法律やその委任を受けた省令などの法令によって定められているから、この法的義務としての作為義務も、法令によって定められているのが原則である。

イ) しかし、法令上に具体的な根拠規定がない場合であっても、条理により法的義務としての作為義務を認めなければならないことがある。

本件の毒ガス兵器や砲弾の遺棄は、国の公権力の行使として実行されたものであり、これによって人の生命や身体に対する危険な状態を作り出したものである。このような先行行為があるにもかかわらず、公務員の職務上の義務を定めた根拠規定がないという理由で、国にはその危険な状態を解消するための作為義務はないと考えることは、正義、公平にかなうものではない。

このような場合には、国に対し、一定の要件の下に、危険な状態を解消するための作為義務を認めなければならない。

ウ) 条理により法的義務としての作為義務を認めるということは、その作為義務が履行されない場合に、その不作為を違法と評価

するのが物事の道理であると考えられることである。

国の公権力の行使によって危険な状態が作り出されたという先行行為がある場合に、国に法的義務としての作為義務を認めるためには、具体的な事案において、①人の生命や身体などに対する差し迫った重大な危険があり（危険の存在）、②国としてその結果の発生を具体的に予見することができ（予見可能性）、かつ、③作為に出ることにより結果の発生を防止することが可能であること（結果回避可能性）、が要件になるものと考えられる。このような場合には、その不作為は違法なものとして評価されなければならないのである。

エ) この場合、被告としては、その作為義務につき具体的な担当機関が定められていないことを理由に、義務を免れることはできない。

この作為義務は、条理を根拠とする義務であるから、そもそも法令上の担当機関の定めは想定できない。国としての作為義務が認められる以上は、国のいずれかの機関がその義務を履行すべきことは当然であって、個々の担当機関の特定は要件にはならない。

イ 危険の存在について

本件において遺棄された毒ガス兵器や砲弾は、それ自体、高度の殺傷能力があり、危険性の高いものである。中国における事故の発生や、日本国内における事故の発生状況を見ても、経年的な変化によりその殺傷能力が衰えるということではなく、毒ガス兵器の場合には、むしろ、腐食などにより内部のイペリットなどが流出しやすくなっていたとさえ言える。

そのような毒ガス兵器や砲弾が、佳木斯市内を流れる川に投棄され、牡丹江市の市街地の地中に埋められ、双城市周家鎮東前村の畑の中に残存していたというのであるから、そこで生活する住民らの生命や身体に対する差し迫った重大な危険があったといえることができる。

ウ 予見可能性について

ア) 本件の最初の毒ガス事故は、1974年に発生している。戦争終結から既に29年が経過していた。

被告としては、それまでの間に、中国から引き揚げてきた旧日本軍の関係者から事情を聴取し、残された軍関係の資料を調査するなどの方法により、日本軍による中国国内への毒ガス兵器の配備状況や、終戦前後における毒ガス兵器の遺棄状況について、相当程度、把握することができたと考えられる。実際にも、1956年には、厚生省引揚援護局史料室が旧日本軍の化学兵器に関する資料「化学戦研究史」を入手していたのである。

イペリットなどの毒ガスが殺傷能力の高い危険なものであることは、兵器として利用されていたことから自明であったし、具体的にどのような兵器にどの程度の殺傷能力があったかは、被告において調査すれば容易に把握できることである。本件の事故発生当時には、日本国内でも、遺棄された毒ガス兵器による事故がしばしば発生し、国会等でもこの問題が取り上げられていた。

したがって、被告にとっては、佳木斯市や牡丹江市のように日本軍の部隊が終戦時に駐屯していた地域では、その付近に毒ガス兵器が遺棄されていて、その毒ガスの流出により住民らの生命や身体に危険を及ぼす結果が発生することを予見することは、可能であったといえることができる。

イ) 1995年の砲弾による事故についても、中国から引き揚げてきた旧日本軍の関係者から事情を聴取し、残された軍関係の資料を調査するなどの方法により、被告としては、日本軍の弾薬倉庫の使用状況や、終戦前後における砲弾の遺棄状況について、相当程度、把握することができたと考えられる。砲弾が殺傷能力の高い危険なものであることは、自明である。

したがって、被告としては、双城市周家

鎮東前村のように、日本軍が終戦時に弾薬倉庫を使用していた地域では、その付近に砲弾が残存していて、その砲弾の爆発により住民らの生命や身体に危険を及ぼす結果が発生することを予見することは、可能であったといえることができる。

ウ) 被告は、予見可能性が認められるためには、その事故発生の具体的に予見可能性が存在することを要すると主張する。

しかし、結果発生についての予見可能性は、作為義務の発生の要件として考えるのであるから、現実に発生した事故につき、その時期、場所、被害の態様などまで、具体的に予見できることを必要とするものではない。先行行為によって作り出された危険性につき、その危険が現実化して結果が発生するのを防止するために、一定の作為義務を負わせることができる程度に具体的な予見ができれば足りるのである。

本件では、終戦時に日本軍の部隊が駐屯していた地域や日本軍が弾薬倉庫を使用していた地域の付近という限定された範囲について、日本軍が遺棄した毒ガス兵器や砲弾により住民らの生命や身体に被害が生じることが予見可能であったというのであり、その予見可能性は、作為義務の発生要件として必要な具体性を備えているといえることができる。

エ 結果回避可能性について

ア) 被告は、わが国の主権が及ばない中国国内において、毒ガス兵器や砲弾の回収や調査のような行為はできないと主張する。

確かに、日本の主権は中国国内には及ばないので、被告が中国国内で、中国政府の関与なしに、直接に毒ガス兵器や砲弾の回収などを行うことは不可能である。しかし、本件の各被害は、終戦前から終戦後にかけて、日本軍が遺棄した毒ガス兵器や砲弾により発生したものであり、被告の国自身が積極的に危険を作り出したという経緯がある。これによって被害が生じるのを防止するためには、まず、日本軍が終戦時に

どこに駐屯し、どこに弾薬倉庫を有していて、毒ガス兵器や砲弾をどのように遺棄したのか、という具体的な情報を取得する必要がある。その情報を取得できる可能性が最も高いのも被告であった。そして、1972年9月には日中共同声明により日本と中国の国交が回復され、また、その時期には、日本国内においても、海中に投棄された毒ガス兵器による被害が大きな問題になっていた。

したがって、被告としては、中国国内に遺棄した毒ガス兵器や砲弾によって中国の国民が被害を受ける可能性が大きいことを念頭に置き、その被害発生の防止のために、可能な限りの措置をとることが強く期待される立場にあった。実際に、終戦時における日本軍の部隊の配置や毒ガス兵器の配備状況、弾薬倉庫の場所、毒ガス兵器や砲弾の遺棄状況、各兵器の特徴や処理方法などについて可能な限りの情報を収集したうえで、中国政府に対し、遺棄兵器に関する調査や回収の申出をすることは可能であった。あるいは、少なくとも、遺棄された毒ガス兵器や砲弾が存在する可能性が高い場所、実際に配備されていた兵器の形状や性質、その処理方法などの情報を提供し、中国政府に被害発生の防止のための措置を委ねることは可能であった。

イ) 被告は、中国政府は被告からの働きかけの有無にかかわらず、自国民保護のためのできる限りの措置を講じてきたから、被告からの働きかけの有無が中国政府による回収・保管作業や結果回避に影響したとは考えられないと主張する。

しかし、中国政府が独自に調査や回収・保管作業を実施していたとしても、毒ガス兵器や砲弾の遺棄状況、各兵器の特徴や処理方法などについて、より詳細で具体的な情報が被告から提供されていれば、中国政府による調査や回収などの作業が促進され、より少ない年月で、より多くの場所で遺棄兵器が発見され、安全にも処理されて

いた可能性がある。中国の国民も、これらの具体的な情報があれば、遺棄兵器への対応を慎重にした可能性がある。

したがって、そのような可能性が認められる以上は、本件の各事故についても、結果回避の可能性があったと考えなければならない。

4) 不作為による違法な公権力の行使

ア 以上によれば、被告には、旧日本軍が中国国内に遺棄した毒ガス兵器や砲弾により被害が発生するのを防止するために、条理により、①終戦時における日本軍の部隊の配置や毒ガス兵器の配備状況、弾薬倉庫の場所、毒ガス兵器や砲弾の遺棄状況、各兵器の特徴や処理方法などについて可能な限りの情報を収集したうえで、中国政府に対して遺棄兵器に関する調査や回収の申出をするという作為義務、あるいは、②少なくとも、遺棄された毒ガス兵器や砲弾が存在する可能性が高い場所、実際に配備されていた兵器の形状や性質、その処理方法などの情報を提供し、中国政府に被害発生の防止のための措置を委ねるという作為義務があったと認めることができる。

ところが、被告は、1972年9月に日中共同声明により日本と中国の国交が回復されて、この作為義務を履行することが可能になった後においても、その義務を履行せず、本件の各事故が発生した。

したがって、1972年9月の日中共同声明以降、本件各事故発生の時までの継続的な不作為は、違法な公権力の行使に当たると言うべきである。

イ なお、日本は、1995年に批准し、1997年4月29日に発効した化学兵器禁止条約¹⁴⁾により、中国の領域内に遺棄したすべての化学兵器を廃棄することが義務づけられた。この条約は、その前文によれば、日本が1925年に署名し、1970年に批准したジュネーブ議定書（注13参照。）に基づく義務を再確認し補完するものとして位置づけられている。

そうすると、1997年の化学兵器禁止条約の発効以前においても、日本が中国の領域内に遺棄した化学兵器を廃棄することは、国際法的には日本に課せられた義務であったと理解することができる。

5) 相互保証の存在

ア 国家賠償法6条は、外国人が被害者である場合には、相互に保証があるときに限り適用すると規定している。

この相互保証主義を採用した趣旨は、日本の国民に保護を与えない外国の国民には日本が積極的に保護を与える必要はないという衡平の観念に基づくものであるから、相互保証の時期については、外国人に対して国家賠償法に基づく損害賠償請求を認める時、すなわち、裁判の口頭弁論終結時に相互保証が存在すればよい。

イ 原告らは、中国国籍を有する外国人であるが、1995年1月に施行された中華人民共和国国家賠償法には、次のとおり、日本の国家賠償法と同趣旨の規定がある。すなわち、

「国家機関及びその公務員が違法に職権を行使することによって公民、法人及びその他の組織の法律上の権利利益を侵害して損害を生じさせた場合には、被害者は、この法律の定めることにより、国家賠償を受ける権利を有する」(同法2条1項)。

「外国人、外国の企業及び組織が中華人民共和国領内において中華人民共和国の国家賠償を請求する場合は、この法律を適用する」(同法33条1項)。

相互保証の程度についても、中国の裁判例では、精神的損害に対する金銭賠償が肯定されている。

したがって、本件について、中国国民との間では、国家賠償法6条の相互保証があるものと認めることができる。

6) 民法724条後段の適用制限

ア 民法724条後段の趣旨

ア) 国家賠償法4条により適用される民法

724条後段の20年の期間は、被害者側の認識という主観的な事情を問わず、一定の時の経過によって法律関係を確定させるために、不法行為による損害賠償請求権の除斥期間を定めたものである。

この20年の除斥期間の起算点は、条文の文言から明らかなように、不法行為の時である。

イ) したがって、本件においては訴えの提起が1996年12月9日であるから、1974年10月に事故が発生した松花江・紅旗09号事件(①の事故)について、民法724条後段の適用が問題になる。

イ 除斥期間の適用制限

ア) この除斥期間の適用の有無は、不法行為をめぐる法律関係を一定期間の経過によって確定させるという趣旨から考えれば、20年の経過という明確な基準で決すべきものではある。

しかし、このような除斥期間制度の趣旨を前提としても、その適用によって被害者の損害賠償請求権が消滅することになる反面で、加害者は損害賠償義務を免れる結果になるのであるから、そのような結果が著しく正義、公平の理念に反し、その適用を制限することが条理にもかなうと認められる場合には、除斥期間の適用を制限できると考えるべきである。

イ) 本件においては、除斥期間の対象とされるのは国家賠償法上の請求権であって、その効果を受けるのは除斥期間の制度を創設した被告自身である。ところが、被告が行った行為は、国際法的に禁止されていた毒ガス兵器を中国に配備して使用していた旧日本軍が、国際的非難を避けるためポツダム宣言にも違反して、終戦前後に組織的にそれを遺棄・隠匿したという違法な行為につき、戦後になっても被害の発生を防止するための情報収集や中国への情報提供をせず、1972年に中国との国交が回復された後も積極的な対応をしないで遺棄された毒ガス兵器を放置していたというもので

ある。その行為には、わずかの正当性も認めることができない。

他方、原告ら中国国民は、1986年2月に中華人民共和国公民出国入国管理法が施行されるまでは、私事で出国することは制度的に不可能であった。原告らが被告に対して権利を行使することは、1974年10月の事故の時から同法の施行までの11年余りの間は、客観的に不可能であったと言える。これに対し、原告らが訴えを提起したのは、事故から20年が経過した時点から、約2年後である。それにもかかわらず20年が経過したということだけで権利行使を許さないとすることは、衡平を欠くと言わざるを得ない。

これらの事情を考慮すると、本件において被告が除斥期間の適用によって損害賠償義務を免れるという利益を受けることは、著しく正義、公平の理念に反し、その適用を制限することが条理にかなうと言うべきである。

したがって、除斥期間の適用は制限するのが相当であり、松花江・紅旗09号事件(①の事故)についても、原告らの損害賠償請求権の行使が許される。

7) 原告らの損害

ア 松花江・紅旗09号事件―①の事故、牡丹江市・光華街事件―②の事故

ア) 紅旗09号事件の被害者である甲は、びらん性毒ガスであるイペリットとルイサイトによる傷害の治療のため、入退院を繰り返した。両眼の慢性結膜炎、慢性咽頭炎、手足の皮膚の炎症などに継続的に罹患し、両脚はしばしば水泡ができて化膿し、やがて壊死により足の指が脱落し、両脚の壊死により寝たきりの生活になって、事故から17年後に死亡した。

このような甲の長期間にわたる病状と死亡という結果により、甲の妻である原告Aが受けた精神的苦痛に対しては、2000万円の慰謝料を認めるのが相当で

ある。

イ) 紅旗09号事件の被害者である原告B、原告Cはイペリットとルイサイトによる被害を受け、光華街事件の被害者である原告D、原告E、原告F、原告Gはイペリットによる被害を受けて、いずれも、事故後29年あるいは21年が経過する現在まで、目や皮膚の症状、全身の機能障害などに苦しめられている。入退院を繰り返している原告もいる。稼働能力の低下と、それによる現実の収入の低下が認められ、不幸な家庭生活を余儀なくされている。

びらん性毒ガスによる被害により、このように長期間にわたって、治癒する見込みのない進行性の傷害に苦しむ原告らの精神的苦痛に対しては、認定されるそのほかの事情も考慮して、それぞれ2000万円の慰謝料を認めるのが相当である。

イ 周家鎮・東前村事件―③の事故

ア) 東前村の事件では、被害者の乙は即死した。

これにより、乙の妻である原告H、兩名の子である原告Iが受けた精神的苦痛に対しては、それぞれ1000万円の慰謝料を認めるのが相当である。

イ) 被害者である原告Jは、砲弾の爆発により、左足の動脈と前脛骨筋の断裂、右前腕の短母指伸筋の断裂、橈骨の開放性骨折などの傷害を受けて、左足には機能障害を残した。稼働能力の低下と、それによる現実の収入の低下も認められる。

このような受傷や後遺障害によって原告Jが受けた精神的苦痛に対しては、1000万円の慰謝料を認めるのが相当である。

ウ) 被害者である丙は、砲弾の爆発により、両上肢切断、左下肢開放粉碎性骨折、全身火傷の傷害を負い、事故から18日目に死亡した。

これにより、丙の妻である原告K、兩名の子である原告L、原告Mが受けた精神的苦痛に対しては、それぞれ666万円の慰

謝料を認めるのが相当である。

(5) 日中共同声明による請求権放棄について

1) 被告は、1972年9月の日中共同声明が「中華人民共和国政府は、中日両国民の友好のため、日本国に対する戦争賠償の請求を放棄する。」と規定して、日華平和条約によるのと同じ処理、すなわち、サン・フランシスコ平和条約14条(b)項に従った解決をすることとしたので、「戦争の遂行中に日本国及びその国民がとった行動から生じた中国及びその国民の請求権」は中華人民共和国によって放棄されている、と主張する。

しかし、本件で問題とされているのは、日中共同声明以降の、それぞれの事故発生時までの継続的な不作為である。この不作為は、戦争の遂行中の行動ではないから、これによって生じた原告らの請求権が放棄されていると言うことはできない。

2) 原告らの請求権が毒ガス兵器や砲弾の遺棄行為によって生じたものと考えたとしても、その請求権が放棄されたというためには、遺棄行為が「戦争の遂行中に」行われたものであることが要件になる。

ところが、旧日本軍による毒ガス兵器や砲弾の遺棄行為は、終戦後にも行われているのであり、本件の遺棄行為が戦争の遂行中に行われたものであると言うことの証明はない。

したがって、いずれにせよ、時期に遅れた攻撃防御方法に当たるかどうかを問うまでもなく、被告の上記主張は失当である。

(6) 結論

1) 本件の最初の事故が起こったのは、戦争の終結から既に29年が経過した後である。そして、終戦から37年後、50年後に第2、第3の事故が起こった。戦後これだけの年月が過ぎ、国交も回復されて、平和な市民生活を送る中で、突然に中国国民に災難が降りか

かったのが本件である。

その被害者である原告らが、被告に対し、なにゆえに賠償を請求することができないのか。裁判所は、以上のとおり、その合理的理由を見いだすことができなかった。

2) したがって、原告らの請求は、被害の程度に従い、原告Jの請求が1000万円とこれに対する不法行為後の平成9年5月8日(訴状送達の日翌日)以降の遅延損害金の支払を求める限度で理由があり、そのほかの原告らの請求はすべて理由がある。

仮執行宣言は、必要がないから、これを付さない。

3) 主文

ア 被告は、原告A、原告B、原告C、原告D、原告E、原告F、原告Gに対し、それぞれ、2000万円とこれに対する平成9年5月8日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

イ 被告は、原告H、原告I、原告Jに対し、それぞれ、1000万円とこれに対する平成9年5月8日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

ウ 被告は、原告K、原告L、原告Mに対し、それぞれ、666万円とこれに対する平成9年5月8日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

エ 原告Jのそのほかの請求を棄却する。

オ 訴訟費用は被告の負担とする。

注)

- 1) 公調委平成18年(セ)第2号、同平成20年(セ)第4号 神栖市におけるヒ素による健康被害等責任裁定申請事件、同参加申立事件。判例時報2154号3頁に裁定書全文が掲載されている。
- 2) 東京地裁平成8年(ワ)第24230号損害賠償請求事件、平成15年9月29日判決。判例時報1843号90頁に掲載されている。
- 3) 1899年にオランダのハーグで開催された第1回万国平和会議で採択された「陸戦ノ法規慣例ニ関スル条約」並びに同附属文書「陸戦ノ法規慣例ニ関スル規則」を言う。同条約は、1907年の第2回万国平和会議で改訂された。日本においては、1911年に批准され、1912年2月13日に公布されている。
- 4) 中国大陸においては、戦前の中華民国成立時から1949年10月1日の中華人民共和国の成立時までは、中華民国が制定した中華民法が適用される。同法184条で不法行為責任を規定している。
- 5) 中華人民共和国成立後は、1986年4月12日の中国民法通則の公布までは、法の空白期間であるが、中華人民共和国の法秩序が支配的であったので、中国民法通則を内容とする条理が適用され、同通則公布後は同通則が適用される。中華人民共和国の中国民法通則119条は不法行為責任を規定している。
- 6) 日本国は、1972年、中華人民共和国との間で、日中共同声明に署名した。同声明の5項で、中華人民共和国政府は、中日両国民の友好のために、日本国に対する戦争賠償の請求を放棄することを宣言する旨、規定された。
- 7) 香辛料である「洋からし」。
- 8) 毒ガス兵器であるマスタードガスのフランス語名。
- 9) マスタードガスは、化学兵器の一つであり、糜爛(びらん)剤(皮膚をただれさせる薬物)を撒布する毒ガス兵器である。純粋なマスタードガスは無色・無臭な粘性の液体であるが、不純物は、黄色ないし暗褐色で、洋からし(マスタード)やニンニク様の臭気を持つ。これが名称の由来である。遅効性であるため、即効性のあるルイサイトとの混合剤が用いられることが多い。
- 10) ルイサイトは、有機ヒ素化合物のびらん剤であり、化学兵器として用いられる。即効性があるため、遅効性のマスタードガスとの混合剤(マスタード・ルイサイト剤)として使われる。
- 11) マスタードガスは、人体に暴露すると、皮膚・粘膜から吸収され、蛋白質やDNAに反応し、その構造を変性させ(アルキル化反応という)、遺伝子を損傷する。接触部位には紅斑を生じ、水泡や浮腫を経て、壊死に至る。眼は、暴露に敏感で、角膜刺激症状が早期に発症する。呼吸器系では、多くの場合、慢性気管支炎が発症し、肺気腫や肺線維症に進展する。大量暴露すると、全身の痙攣、昏睡、骨髄障害が発症する。
- 12) 「ムウ」(畝)は、中国における土地の面積の単位。1ムウは、667平方メートル。
- 13) 1925年にジュネーブで採択・署名された「窒息性ガス、毒性ガス又はこれらに類するガス及び細菌学的手段の戦争における使用の禁止に関する議定書」。日本は、署名国に加わったが、その批准は1970年になる。
- 14) 1993年にパリにおいて署名され、1997年に発効した多国間条約であり、正式名称は「化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約」という。その概要は、化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用を全面的に禁止するとともに、既に存在する化学兵器及びその生産施設を、条約発効の後原則として10年以内にすべて廃棄すること等を定めている。また、1925年以降に他国領域内に同意なく遺棄した化学兵器について、遺棄国の費用負担により、すべて廃棄処理を行うべきことを定めている。

5 総括

最後に、神栖事件の裁定¹⁾について、争点になった各論点を振り返り、今回の裁定判断の意義を、あらためて総括しておきたい。

(1) 事實的因果關係に関する判断について

1) 本件各井戸へのD P A A到達の因果關係

ア 本件の経緯は、裁定で判示されているとおり²⁾、平成15年にA地区に住む住民が神経症状を訴えて病院で診察を受けたことに始まる。診察を担当した医師が、飲用の井戸水に疑いを持ち、保健所宛の水質検査依頼の書簡を作成して患者に交付したところ、保健所によるA井戸の水質検査の結果、高濃度のヒ素汚染が判明し、県がこの事実を公表して周辺住民に井戸の使用自粛を指導した。その結果、A井戸を使用していた住民のみではなく、約1キロ西にあるB地区の各井戸にもヒ素汚染が広がっていることが判明し、その原因究明が問題になった。この問題の対処に迫られた茨城県は、国に支援を要請し、環境省が大規模な調査を開始したところ、平成17年1月に、A井戸の南東約90mの地点から、高濃度のD P A Aを含んだコンクリート塊が発見された。これが汚染源と考えられたものの、この汚染源から被害が発生したA井戸、さらにB地区の各井戸へD P A A汚染が拡散した経緯について疑問視され、本件裁定においても、D P A A到達の事實的因果關係の存否が、まず争点とされた。

イ 訴訟における原因行為と結果発生との事實的因果關係の証明については、最高裁判例は「一点の疑義も許されない自然科学的な証明ではなく、経験則に照らして全証拠を検討し、特定の事実が特定の結果発生を招いた關係を是認しうる高度の蓋然性を証明することで足りる」³⁾としている。公害紛争においては、多くの場合、この事實的因果關係の認定がきわめて大きな争点になっている。

本件においては、高濃度のD P A Aを含ん

だ本件コンクリート塊から、約90m離れたA井戸へ、さらに西方1キロ離れたB地区の各井戸へ、地下水の流れにより、如何にしてD P A Aが伝播されたかという問題である。

この問題の解明には、本件コンクリート塊の埋設地点からA地区、B地区にわたる地域一帯の水理地質、地下水の流れ、その流速等の解明、本件コンクリート塊に含まれるD P A Aの総量、コンクリート塊が埋設された時期からD P A A汚染が各井戸に到達した時期をどうみるか等を解明する必要があった。しかし、これらを明らかにする直接的証拠はほとんど無かった。ただ、茨城県が国に支援を要請したことから、国(環境省)は、神栖事件ヒ素汚染対策として、D P A A汚染メカニズムの調査を開始し、その結果、汚染源調査、地域の水理地質の調査、地域全域の汚染状況の調査、各地下水汚染シミュレーションの実施等を行い、それぞれの調査報告書を作成した。これらの調査報告書が本件において書証として提出されていたのである。

ウ 本件の裁定は、これらの書証に基づき、次のような事実認定⁴⁾を示した。すなわち、

ア) 平成5年から平成9年までの間に、何者かが、A井戸の南東約90mの地点に、大量のD P A Aを含むコンクリートを流し込み、推定で総量290kgに及ぶD P A Aを地中に埋設した。本件コンクリート塊に含まれたD P A Aは、地下水中に溶出し、比重の重い汚染地下水が地下の深部(地下25～30メートル)に降下浸透し、地下水の汚染を拡大して行った。

イ) 付近の水理地質は、深さ30mに非透水層である粘土層を基盤とし、その直上は透水性の高い砂礫層が積み重ねられ、埋設地点から西方に、常陸利根川に向かう地下水の流れがある。A井戸では、揚水に伴い、高濃度の汚染水ブルームを吸い込み、この汚染水ブルームは、地下水の速い流れに乗ってさらに西方向に移動し、会社寮井戸を経由して、B地区中心部に到達した。

ウ) B地区では、農業用井戸の揚水によって

汚染が地下浅層部まで拡大し、汚染水が水田に涵養された結果さらに汚染が拡大し、B地区の各井戸を汚染させた。これらにより、本件コンクリート塊を発生源とするD P A A汚染とA井戸及びB井戸の汚染との間には、到達の因果関係が認められた。また、各井戸へのD P A A到達の時期について、A井戸において平成9年ころ、B井戸においては早くても平成10年ころ、と推定された。

エ 原因（D P A Aが混入された本件コンクリート塊の埋設）と結果の発生（A井戸及びB井戸の汚染）という困難な事実的因果関係の判断は、このようにして果たすことができた。合理的な推認による事実認定の手法ではあったが、これについて合理的な反対証拠は存在しなかったことから、この推認による判断が維持されたものである。

2) D P A A暴露と健康被害との因果関係

ア 申請人らは、井戸水の飲用によりD P A Aに暴露された結果、手の震え、めまい等の神経症状、物忘れ等の精神症状、頭痛等の全身症状、下痢等の消化器症状、咳等の循環器・呼吸器症状、発疹等の皮膚症状等の多岐にわたる健康被害が発症したと主張した。しかし、D P A A暴露による健康被害については、特異的疾患がどのようなものかについて、必ずしも自明な知見はなく、非特異的疾患についても、その因果関係判断の知見も明確ではなかった。

裁定委員会は、D P A A暴露による人の健康影響に関する知見につき、関係資料を書証として取り調べるとともに、神経内科、内科及び小児科の各領域にわたる専門医4名を専門委員⁵⁾に選任し、専門委員に対し、関係資料の分析、健康被害申請人らのカルテ等の医療情報の分析、さらに健康被害申請人らに対する健診の実施等を委託した。専門委員は、これらの調査、健診等を実施し、評議を重ねた上、「専門委員報告書」(職1)を裁定委員会に提出した。

専門委員が作成した調査報告書の内容は、専門委員の科学的判断に基づき、D P A A暴露による人の健康被害についての一般的因果関係について述べるとともに、健康被害申請人らの健康被害の訴えにつき、D P A Aの暴露状況、自覚症状・受診歴、各種検査所見を検討した上、個別的因果関係の判断を示したものであった。しかし、専門委員による科学的判断の中立性から、因果関係の存否につき、その蓋然性につき一定の示唆を示すとともに、他の要因と相俟って発症・憎悪の一要因になっている可能性も否定できないとするなど、因果関係の存否について断定的判断を示したものではなかった。そのため、申請人らからは、多岐にわたる論点につき質問書が提出された。専門委員は、この質問書に対し、「専門委員補充報告書」(職2)を作成し、その疑問に答えている。

裁定委員会は、専門委員の高度な専門性及び中立性を尊重するとともに、D P A A暴露による人の健康影響に関する知見や病理学上の機序が必ずしも明らかではないとしても、D P A Aによる起因性を肯定することが必ずしも不合理ではなく、むしろ可能性としてはありうることを総合的に考慮し、本件の諸般の事情を斟酌し、高度の蓋然性を認定して因果関係存否の判断を尽くした。

イ その結果、健康被害とD P A A暴露との間の一般的因果関係につき、健康被害症状の類型別に、次のような判断を示している⁶⁾。すなわち、

ア) D P A Aに起因する特異的典型症状を小脳症状ないし中枢神経症状であると認定し、ふらつき、めまい、ミオクローヌス、振戦、眼振等の中枢神経症状については、D P A A暴露によって招来されるものとして、一般的因果関係を肯定した。

イ) 小児の精神遅滞につき、病理学上の機序等が明らかではないものの、D P A Aが脳に蓄積され、中枢神経系に一定の影響を及ぼすことが医学的見地からも否定できないとして、一般的因果関係を肯定した。ただ

し、その性質上、これを唯一の原因と考えることはできず、一定の割合で他の要因が関与していることを前提とする必要がある、とした。

ウ) 消化器系、呼吸器系、循環器系、皮膚系その他の疾患・症状については、他の原因が存在するタイプの疾患であり、現時点では、これらの疾患とD P A Aとの関係を積極的に認定するだけの知見は存在しないことから、その一般的因果関係を是認し得る高度の蓋然性はない、とした。

エ) 小児に対するD P A Aの健康影響について、胎児期における母体を通じた間接的暴露の影響や、妊娠前の母体が摂取したことによる遺伝子の影響については、D P A Aによる遺伝子障害性、催奇形性や変異原性は認められておらず、現時点での知見を総合しても、これを認めるに足りる高度の蓋然性は認められない、とした。

ウ) そして、健康被害申請人らの個別的因果関係の存否については、上記の判断を前提にして、個別のD P A Aの暴露状況、自覚症状・受診歴、各種検査所見を検討した上、その因果関係を判断した。

38名の多数にわたる健康被害申請人らの疾患・症状につき、個別の健康情報を審査し、専門委員による全員の健診を行った上で、きめの細かな判断を示し、公害被害の認定に積極的な姿勢を示したものと言えよう。

(2) 国の責任に関する判断について

1) 国の危険物保管・管理義務についての判断
ア) 申請人らは、毒ガス兵器原料としてのD P A Aの危険性を指摘し、被申請人国としては、これを無害化又は最終廃棄処分するまで、厳重に保管し、その数量、保管場所、保管態様、保管担当者等を文書化するなどして、外部に流出しないようにする法的義務があり、仮にD P A Aを第三者に譲渡する場合には、譲受人を特定して記録し、譲受人に対し、D P A Aの危険性に関する情報を提供し

て、厳重に保管させるようにする義務を負っている旨主張し、被申請人国はこれらの作為義務を履行しなかった不作为の不法行為責任があると主張した。

このような国の責任を問う類型は、国家賠償請求訴訟における不作为事案のうち、一般的に「作為起因性の不作为」と言われる類型に該当し⁷⁾、国が自ら何らかの危険状態を創出し、そこから生じ得る損害の発生を阻止すべき作為義務があったのに、その作為義務を怠った不作为を不法行為とするものである。

このような不作为の不法行為は、先行行為に基づき条理上発生する損害発生回避の義務の不履行を不法行為とするものであり、今日の民法・不法行為法の中では既に一般的な考え方になっている⁸⁾。

イ) 国の何らかの不作为が国賠法上違法と評価されるためには、一定の作為義務の存在が必要であるが、本件のD P A Aについては、これを保有する国に一定の管理責任を課する明文の実定法規は存在しない。しかし、本件の裁定では、D P A Aは自然界には存在しない、人体に有害な危険性がある物質であり、そのような有害物質を主体的に製造していた国はこれを適切に管理すべき一定の責任を負っている旨判示し、条理に基づく国の管理責任を肯定している。ただ、D P A Aは、それ自体人に対する殺傷能力を持つ毒ガス兵器「ジフェニルシアノアルシン」そのものではなく、その生成過程の直前における原料「ジフェニルアルシン酸」であり、人に対する毒性はヒ素やその他の有機ヒ素化合物と同等ないしそれよりやや低いものであり、これが農薬の原料として利用されていた可能性があることに照らし、その管理責任は、申請人らが主張するような、無害化等の最終処分を行うまで外部に一切流出しないようにする等の厳格かつ高度なものとはできず、戦前・戦後における毒物や劇物の取扱いに対する法的規制に準じて考えるのが相当である、とした。そして、毒物及び劇物取締法等で求められる毒物劇物の管理の場所、方法及び管

理者の明確化、譲渡の際の手続的要件を定める等して、D P A Aの無秩序な流出・使用による健康被害の発生を未然に防止する管理責任があると判断した⁹⁾。

ウ しかしながら、本件裁定は、国にこのようなD P A A管理責任があるとしても、それは一般的抽象的義務を言うに過ぎず、このような義務が認められるとしても、直ちに国の管理義務違反の責任が認められるものではない、とした。すなわち、①本件コンクリート塊に混入されたD P A Aの製造・流通過程が全く明らかにされておらず、当該D P A Aについて、国が、いつ、いかなる管理義務を負い、どのようにその義務に違反したか、具体的に特定することができないこと、さらに、②本件においては、D P A Aの毒性を認識している第三者が故意に不法投棄した事情があること、こうした第三者による故意の投棄行為まで、国に未然に防止し得る具体的管理義務を認定することはできないこと、この2点を挙げて、国の義務違反を否定している¹⁰⁾。

先行行為として、国によるD P A Aの製造・指示が認められるとしても、民間の製造業者から国にD P A Aが引き渡され、国が保管していたものが流出したものか、民間業者が保管していた段階でD P A Aが流出したものか一切不明であり、戦後の時期から、本件コンクリート塊にD P A Aが混入されたと目すべき平成5年ないし平成9年までの間に、誰がどのように本件D P A Aを所持、管理していたものか、この間の国の管理義務違反を認定すべき事情が全く不明であった。このような事実関係を前提にすれば、国の管理義務違反を認定することは、いささか困難であった。そうすると、国によるD P A Aの製造・指示という先行行為があると言っても、ただちに、結果回避を可能とする国の管理義務違反を認定することはできないと言ったべきであった。さらに、D P A Aの毒性を認識した第三者が故意に不法投棄するという悪質な行為については、国が一定の管理責任（第三者への譲渡に際し、国が毒性を告知し、嚴重

管理を要請する等の義務）を尽くしていたとしても、これを防止することは困難である。

これらの点を考慮すると、本件神栖事件の裁定が被申請人国の損害賠償義務を否定したのは、無理からぬことであったと言える。

2) 旧日本軍が中国に遺棄した毒ガス兵器等に関する裁判例との相違点

ア 4項で紹介したとおり、東京地裁は、中国で旧日本陸軍が遺棄した毒ガス兵器等について、国の損害賠償責任を肯定した判断を示した¹¹⁾。

その判断の骨子は、①本件の各被害は、旧日本軍が中国で遺棄・放置した毒ガス兵器や砲弾による被害であり、旧日本軍によるこれらの遺棄行為は戦争行為に付随して組織的に行われた公権力の行使に当たる。その後の、被告国による遺棄兵器等の放置行為は、遺棄行為とは別に評価すべきであり、不作為による公権力の行使に当たる。これらの不作為は、国賠法施行後の行為として、国賠法1条の適用があり得る。②毒ガス兵器等の遺棄という先行行為がある場合、これによって人の生命身体に対する危険な状態を作り出しているのであるから、被告国は、一定の要件の下に、条理上、危険な状態を解消するための作為義務を負う。③この作為義務が認められるためには、具体的な事案において、1) 人の生命身体に対する差し迫った重大な危険があり（危険の存在）、2) 国としてその結果の発生を具体的に予見することができ（予見可能性）、3) 作為に出ることにより結果の発生を防止することが可能であること（結果回避可能性）、の3要件が必要である。④遺棄された毒ガス兵器や砲弾は、それ自体で高度な殺傷能力があり、遺棄された付近の住民に対する差し迫った重大な危険が認められる。⑤被告国としては、中国から引き揚げてきた旧日本軍の関係者から事情を聴取し、軍関係の資料を調査し、中国に遺棄された毒ガス兵器等の状況を把握することができたので、兵器が遺棄された付近の住民の生命身体に対す

る危険を予見することは可能であった。⑥被告国は、終戦時の日本軍がどこに駐屯し、どこに弾薬倉庫を有して、毒ガス兵器等をどのように遺棄したか等の具体的情報を所得できる。それらの情報を中国政府に提供し、遺棄兵器等の調査を実施し、又は調査の実施方を申し出ていれば、本件事故の発生を回避できた可能性がある。以上の判断を示した上で、国賠法1条に基づき、被告国の損害賠償責任を肯定している。

イ 遺棄兵器に関するこの裁判例は、遺棄兵器の放置行為という先行行為に基づき、被告国には、危険状態を解消するための作為義務、すなわち、中国政府に対し、遺棄兵器等に関する情報を提供して、遺棄兵器の調査・探索・除去等の行為を求める作為義務があり、これを行えば、中国政府による調査・回収作業が促進され、中国の国民も遺棄兵器への対応を慎重にした可能性があり、結果回避の可能性があったとして、不作为の不法行為の成立を肯定したものである。

神栖事件裁定との判断の相違点としては、まず、遺棄・放置された危険物の違いがある。裁判例においては、遺棄・放置された危険物は、毒ガス兵器や砲弾という、それ自体、人に対する高度の殺傷能力があり、経年的な変化によりその危険性は、容器の腐食等によりかえって増大するものであり、遺棄された付近の住民らに対する差し迫った重大な危険が認められるものであった。これに対し、神栖事件の場合、毒ガス兵器そのものではなく、その原料として民間で製造された化学薬品であり、その毒性は、毒ガス兵器に比べればある程度低く、その用途も、農薬原料として民間に払い下げられる可能性もあったことから、一般の毒物・劇物と同程度の危険性であったことがあげられる。

また、遺棄兵器等の裁判例においては、遺棄兵器等の管理主体は旧日本軍であり、国の管理責任が直接的に問題とされた。そして、遺棄兵器を放置したという先行行為に基づき、国の管理責任として、危険な状態を解

消する条理上の作為義務が肯定された。すなわち、被告国は、遺棄兵器に関する情報を可能な限り収集したうえ、中国政府に対し、遺棄兵器に関する調査や回収を申し出て、必要な情報を提供して中国政府に被害発生防止措置を依頼するなどして、結果発生回避の可能性を尽くすべき作為義務があり、この義務を尽くさなかった不作为の違法があるとされた。これに対し、神栖事件裁定の場合、国によるDPAAの製造・指示という先行行為が認められるとしても、民間の製造業者から国にDPAAが引き渡され、国が保管していたものが戦後に流出したものか、民間の製造業者において保管していたDPAAが終戦後の時期に外部に流出したものか、一切不明であり、国の管理責任は、具体的状況の把握なしにどのような管理義務違反があったかをいうことはできないと判断されている。国がどのような作為義務を尽くすべきか、これを特定することができない、とされている。

このように、国の先行行為に基づき条理上認められる作為義務の不履行という不作为の不法行為という法律構成を同じくしながらも、国がなすべき作為義務の認定において、決定的な相違があることに注目されたい。

ウ さらに、神栖事件裁定の場合、DPAAの毒性を認識している第三者が故意に不法投棄した事実があり、こうした第三者による故意の投棄行為まで、国に、これを未然に防止し得る具体的管理義務を認定することはできないとした。この点で、中国における遺棄兵器の裁判例とは大きく事案の特質を異にしている。中国における遺棄兵器の事案においては、旧日本軍の遺棄行為の後、何ら人為的操作が加えられないまま放置され、結果として本件の各事故の発生に至り、被告である日本政府の不作为が違法視されている。第三者の故意行為が介在する場合、仮に先行行為に基づき作為義務を負う者に作為義務違反があったとしても、より重大な原因行為により結果が発生している以上、先行行為者の予見可能性を超える結果発生であったと言うべきであ

り、その作為義務違反に違法性を認めることができないのである。

エ 国家賠償請求における不作為事案のうち、一般的に「作為起因性の不作為」と言われる類型に該当する二つの事案を検討してきた。神栖事件における毒ガス兵器原料としてのD P A Aの投棄による地下水汚染の健康被害と、中国における毒ガス兵器等の廃棄による中国住民の生命・健康被害という、社会的には類似の事案とも見ることができる。にもかかわらず、国の責任の在り様については反対の結論を示している。この結論に至った判断の相違点を検討してきたが、今後の類似事案検討の参考にされたい。

(3) 都道府県知事の責任に関する判断について

1) 都道府県知事の責任に関する判断の枠組み

神栖事件の裁定においては、被申請人県の責任を論じるに当たり、国又は地方公共団体の公務員による権限不行使は、その権限を定めた法令の趣旨、目的や権限の性質等に照らし、具体的事情の下において、その不行使が許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠く場合には、これにより被害を受けた者との関係において、国賠法1条1項の適用上違法となる、という一般論を提示した。これは、従来の判例の考え方を基本的に踏襲するものであった¹²⁾。

すなわち、都道府県知事の権限不行使によって第三者に損害を与えた場合、知事の権限不行使が裁量の限度を著しく逸脱し、違法とされる場合、知事が属する都道府県は、国家賠償法に基づく損害賠償責任を負う、とするものである。

そして、都道府県知事の権限不行使の根拠規定として、水濁法15条に定める当該都道府県の区域に属する公共用水域及び地下水の水質汚濁状況に対する常時監視義務と同法17条に定める水質汚濁状況の公表義務を指摘している。

2) 都道府県知事の水質汚濁常時監視義務

ア 水濁法15条に規定された都道府県知事の水質汚濁状況の常時監視義務について、本裁定は、その制度の趣旨を「都道府県知事が、住民の健康保護や生活環境保全のため具体的施策を講じるに当たり、水質汚濁状況の把握することが不可欠であることから、水質汚濁状況の監視義務が都道府県知事に帰属することを観念的に示したもの」であり、実際の水質監視を常に連続的に行うことを要求するものではなく、また、自ら直接に監視すべきことを定めたものではないとしている。

すなわち、15条の条文自体、簡潔な文面で、都道府県知事の常時監視義務を抽象的に定めているもので、その具体的な権限行使の在り様は、都道府県知事の裁量によることができるとしている。

イ 一方で、本裁定は、都道府県知事の水質汚濁状況の監視義務が住民の健康保護や生活環境保全のためであるという制度の趣旨を考慮すれば、知事部局の水濁法担当部署が何らかの方法で水質汚染を把握した場合には、単に水質汚濁状況を消極的に監視するだけではなく、原因究明のための積極的な追加調査を行う職責（権限と義務）がある、という解釈を導き出している。

この事件が発覚した平成11年当時、都道府県知事の水質汚濁状況の常時監視の権限は、いわゆる国の機関委任事務であり、国は、都道府県知事にその事務を行う権限を委任するに当たり、指揮監督の一環として本件に関わる各通達¹³⁾を発出し、その権限行使の在り様を指示していたが、これら国の通達は、かかる原因究明のための積極的な追加調査を行う職責を定めたものであった。また、被申請人である茨城県は、各通達を実施するため、水質汚濁の調査方法を定める「実施要領」¹⁴⁾を定め、水質の汚染を把握した際の調査方法を具体的に規定していた。

国の各通達は、県が合理的理由なく通達内容に違反した場合には、国による職務命令の違反に該当し、国からの指揮監督として、相

応の是正措置がなされる仕組みを持ち、茨城県が策定した「実施要領」は、県の水質調査の方法について自己拘束力を持つものであった。

ウ 本裁定は、このような水濁法15条の解釈を前提にして、平成11年1月の会社寮井戸のヒ素汚染を覚知した当時の被申請人県の調査権限の行使には、汚染原因の究明のための追加調査を行うにつき、平成19年通達や「実施要領」に反する不合理な判断のまま、原因究明のための調査を尽くさなかった違法なものであった、という判断を示した。

国の各通達や県の「実施要領」は、国民に対する義務を定める法規たる性質を持つものではなく、行政内部でのみ通用する規範であり、これらに違反したからと言って直ちに国賠法上の責任につながるものではない。しかし、これら規範に違反する権限不行使は、その裁量の限度を逸脱していると評価する指標になるものであり、不合理な権限の不行使にあたると見ることができる。

本裁定は、公害被害者を救済する視点に立って、水濁法15条に定められた都道府県知事の常時監視義務につき、被申請人県にはその調査権限の行使において、不合理な権限の不行使は違法であるという判断を示し、県の責任を肯定したものであり、公害紛争解決のために重要な意義を有すると言えよう。

3) 都道府県知事の水質汚濁公表義務

ア 水濁法17条に定められた都道府県知事の水質汚濁状況の公表義務について、15条と同様に簡潔な文面で、都道府県知事がどのような場合にその義務を果たすべきか具体的な内容の定めはなく、都道府県知事に幅広い裁量を認めている。そして、15条に定められている常時監視義務の履行に関する上記の各通達や県の「実施要領」のような、公表義務の具体的内容を解釈すべき下位規範も存在していない。

本裁定は、水質汚濁状況の公表方法や時期、公表すべき内容については、17条の規

定ぶりから、基本的には都道府県知事の合理的裁量に委ねられていると解するほかない、との判断を示している。

イ しかしながら、本裁定は、①法文は「水質汚濁の状況」を公表することを求めている、水質測定計画に基づく年1回の測定結果の公表のみを求めているものではなく、公表義務の履行は、住民の健康保護や生活環境保全のためであるという制度の趣旨に基づいて、必要に応じて適切に水質汚濁状況を公表すべき義務がある、②水質汚染が発見された状況によっては直ちに汚染状況が公表されなければならない場合があり、知事部局の水濁法担当部署がそのことを把握し、かつ、汚染物質の性質や汚染の程度から住民の健康等に影響を及ぼすおそれがあるときは、水濁法の趣旨に基づき、速やかに関係機関や影響が予想される地域の住民に対して、水質汚染に関する情報を周知させる必要がある、として積極的な周知義務があると判断した。そして、公表の方法として、単に住民が知り得る状態に置けば足りるものではなく、具体的状況に応じて、説明会、チラシ、個別訪問などの手段により、早期かつ確実に情報提供を行うことが求められる、と公表義務の具体的な履行方法にまで踏み込んだ判断を示している¹⁵⁾。

ウ 本裁定は、以上の判断をもとに、被申請人県が、会社寮井戸における高濃度のヒ素汚染を知らず、周辺住民に対して全く周知措置を採らなかったことは、水濁法17条の趣旨に反し、著しく不合理な対応と言わざるを得ないとして、県の国賠法上の責任を肯定したもので、水濁法17条の解釈のためにも、重要な意義を有する。

(4) 損害額算定に関する判断について

1) 包括的慰謝料の請求

申請人らは、本件において賠償を求める損害の内容は、D P A Aに起因する健康被害、財産的被害及び精神的被害のすべてを含む総体としての損害であると主張し、損害内

容を個別具体的に明示しないで、その一部請求として各300万円の支払を求めるとしたところ、本裁定は、その主張を講学上の慰謝料の補完的、調整的機能に基づく包括的慰謝料の請求であると解し¹⁶⁾、個々の損害の明細を明らかにさせる必要はないとして、その請求を適法とした。このような包括請求の方式は、公害・製造物責任訴訟ではしばしば行われる請求方式である¹⁷⁾。公害や製造物責任における被害の特色は、その損害が徐々に蓄積され、かつ、被害者の生活のあらゆる面に及び、個々の損害の費目を特定することが困難であるという特色がある。本件の損害についても同様に言えるものであり、本裁定は公害における被害の特色を十分に把握しているものと言えよう。

2) 健康被害に至らない平穏生活権侵害の慰謝料

また、本裁定は、D P A Aに暴露した事実は認められるものの、健康被害の発生までは認められない者に対しても、平穏生活権侵害による慰謝料の発生を認めた。公害による健康被害の発生が認められない場合、それによる慰謝料も認めない取扱いが一般的である。しかしながら、本裁定は、D P A Aが毒ガス兵器原料として用いられた化学物質であり、その健康影響の全容が必ずしも科学的に解明されておらず、その影響を除去する方法も確立されていない状況の下で、D P A Aに暴露した者が多岐にわたる健康不安を訴え、自己や家族の健康に関して多大な不安を募らせざるを得ない状態に置かれたことは無理からぬ事態である、との理解を示した。そして、本裁定は、国民の身体・健康に影響する情報を提供すべき義務を負う者は、かかる危険の存在を確認した時は速やかにその情報を開示し、国民の不安の解消、軽減を図らなければならない、これを怠ったことにより国民の不安を増大させた場合には、国民の平穏生活権を侵害した不法行為の責任を負う、との判断を示している¹⁸⁾。この判断の下に、水濁法に基づく常時監視義務、公表義務を怠った被申請

人県に対し、健康被害が認められない申請人らに対しても、各人が暴露したD P A Aの量（濃度と暴露期間）に応じて、相応の慰謝料額の支払を認めた。

なお、このような性質の慰謝料は、健康被害が認められた申請人らの損害総額を算定にあたって、当然に内包されているものとされた。一方、D P A Aの暴露自体が認められない申請人らについては、この性質の慰謝料の請求も認められないとしている。

3) 素因減額

申請人らに発症した健康被害の症状や疾患については、それがD P A Aのみに起因するとは認められず、他の要因と相まって発症したと考えられるものや、D P A Aが憎悪因子となったに過ぎないものが存在した。専門委員は、専門委員報告書の中で、専門家としての科学的判断として、「発症の一要因になった可能性がないとは言えない」とか、「他の要因が関与した事実も否定できない」という慎重な表現ぶりを示し、因果関係の存否につき断定的な判断は差し控えていた。しかし、本裁定は、D P A Aの関連性を強く疑わせる具体的事情の存在と、医学的にその関与を肯定することも不合理ではなく、その可能性も十分あり得ること、疫学的に症例が少なく、ただちには因果関係を認めがたいが、否定することも困難であること等の事情を総合的に考慮し、D P A Aによる起因性について高度の蓋然性が証明されているとして、その因果関係を肯定するとともに、他の要因の存在については、民法722条2項を類推適用して、発症や憎悪に対して他の要因が寄与した程度を考慮し、素因に基づく一定の減額を行うことが相当であると判断し、個別の発症等の経過を認定して、他の要因の寄与が認められる場合には素因減額を割合的に認定した¹⁹⁾。

素因とは、何らかの反応を引き起こし易い基になる状態をいい、素質（特異体質、精神病質等）、既往症・持病、年齢等による器質的变化や機能障害等、さまざまな態様を含ん

でいる。被害の発生につき不法行為の原因行為とこれらの素因が競合している場合については、当初、相当因果関係説を前提にして、特別事情の予見可能性の存否をもって起因性を判断する傾向が見られたが²⁰⁾、近時は、不法行為及び素因に、それぞれ寄与に応じて損害を割り当てる傾向が大勢を占めている。その論拠としては、因果関係を確立的心証により割合的に認定する考え方、事実に因果関係を割合的に認定する考え方、損害額の範囲を寄与度ないし寄与率によって認定する考え方、一般条項を用いて一定の減額を認定する考え方等があったが、最判昭63年4月21日(民集42巻4号243頁)以来は、過失相殺の法理を類推適用して損害を減額できるとする考え方が定着した²¹⁾。

本裁定は、この最高裁判例を前提にして、健康被害が認められた申請人らの損害額の認定において、健康被害の発症や憎悪に対して他の要因が寄与した程度を考慮し、素因減額による割合的認定を示したものである。

4) 被申請人県の責任の範囲

本件のD P A A暴露による申請人らの被害は、平成5年ないし平成9年ころ、D P A Aがコンクリートに混入され、A井戸の南東90m付近に投棄されて、これが地下水中に溶出し、平成9年ころ、汚染プルームが地下水の流れに乗ってA井戸付近に到達して、A井戸の使用者による汚染水の飲用が始まり、さらに平成10年ころ、汚染プルームが西進する地下水の流れに乗ってB井戸付近に到達して、B井戸の使用者による汚染水の飲用が始まり、これらの時期から申請人らの被害が発生したと考えられた²²⁾。一方で、被申請人県は、平成11年1月25日に会社寮井戸原水のヒ素汚染を確認し、この日以降、水濁法15条に基づく常時監視義務、同法17条に基づく公表義務の履践が可能であったのであるから、同日以降の権限不行使が被申請人県の責任発生時期になる²³⁾。そうすると、A、Bの各井戸にD P A A汚染が到達した時期か

ら被申請人県の責任発生時期までに暴露したD P A Aの影響で発症した健康被害については、被申請人県の違法行為との間に相当因果関係がなく、被申請人県の責任を問うことができないのである。

本裁定は、かかる判断を前提に、健康被害が認められた申請人らについて、健康被害発現の時期や、D P A A暴露を考慮すべき期間に含まれる被申請人県の責任発生時期の割合等を考慮し、かつ、各井戸のD P A A濃度は経時的に高くなる傾向をも考慮して、申請人らにつき個別に被申請人県の責任を限定すべき割合を判断した²⁴⁾。

法理論的には特に目新しいものではないが、損害の発生時期と責任発生時期のずれから生じる損害額の算定にあたって不可欠の論点であり、参考になると思われる。

(5) 最後に

以上、神栖事件の裁定には他にも参考となる論点があるが、紙数も尽きたので、解説はこの程度にとどめておく。

なお、これまで、本誌に「環境法研究ノート」として、私が公調委で取扱った事例の中から環境法の学習に参考になると思われるケースを紹介し、解説してきたが、この連載は、今回を最後にひとまず終えることにする。

注)

- 1) 前号 (No. 40) の3項で紹介した裁定である。同号1項の注1を参照。
- 2) 前号の3、(3)、1)、ウ、イ)を参照。
- 3) 最判昭和50年10月24日民集29巻9号1417頁。
- 4) 前号の3、(3)、2)、ア、エ)の認定事実を参照。
- 5) 前号3項の注4を参照。
- 6) 前号の3、(3)、2)、イ、ウ)を参照。
- 7) 公害等調整員会刊「ちょうせい」第74号 成城大学教授大橋真由美「公害紛争処理制度を通じた紛争処理の意義－神栖責任裁定事件を素材にして－」を参照。
- 8) 京都大学教授橋本佳幸「責任法の多元的構造－不作為不法行為・危険責任をめぐって－」を参照。
- 9) 前号の3、(3)、3)、イを参照。
- 10) 前号の3、(3)、3)、ウを参照。
- 11) 4項の注2を参照。
- 12) 最判平成元年11月24日民集43巻10号1169頁、最判平成7年6月23日民集49巻6号1600頁等を参照。
- 13) 前号の3、(3)、4)、イ、イ)、111頁の記述を参照。
- 14) 前号の3、(3)、4)、イ、イ)、112頁の記述を参照。
- 15) 前号の3、(3)、4)、ウ、イ)を参照。
- 16) 前号の3、(3)、5)、ア、ア)を参照。
- 17) 包括的請求方式に関する裁判例としては、a)新潟地判昭46年9月29日下民集22巻9号10頁、b)熊本地判昭48年3月20日判時866号21頁、c)福岡地判昭52年10月5日判時866号21頁、d)東京地判昭53年8月3日判時899号48頁などがある。
- 18) 前号の3、(3)、5)、ア、イ)を参照。
- 19) 前号の3、(3)、5)、イ、イ)を参照。
- 20) かつての判例としては、仙台高判昭28年11月20日下民集4巻1733頁などがある。
- 21) 最高裁判所判例解説民事編(昭和63年度)175頁以下を参照。
- 22) 前号の3、(3)、2)、ア、オ)を参照。
- 23) 前号の3、(3)、4)、ウ、ウ)を参照。
- 24) 前号の3、(3)、5)、イ、ウ)を参照。